

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和2年6月1日(月)
開会 午後1時30分
閉会 午後1時50分
場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

(書記)

総務部長(書記長)	清水 創一	総務課主査(書記)	福上 慎吾
総務部次長(書記)	小野田 浩司	総務課主査(書記)	横田 竜一
総務部副参事(書記)	服部 誠	総務課主事(書記)	三宅 望
総務課副主幹(書記)	鈴木 正康		

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

選挙人名簿定時登録(令和2年6月)について

- (1) 定時登録資格要件
- (2) 選挙人名簿登録数(6月定時登録)
- (3) 在外選挙人名簿登録者数
- (4) 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
- (5) 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>始めに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>< 挨拶 ></p>
小野田書記	<p>それでは、委員長の取回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題 選挙人名簿定時登録（令和2年6月）について、書記より説明をお願いします。</p>
福上書記	<p>はい。冒頭に、委員の皆様へ報告事項があるため、説明をさせていただきます。</p> <p>令和2年3月2日に行われた選挙人名簿の登録者数に誤りがございましたので報告させていただきます。</p> <p>選挙人名簿に登録する者のうち、登録基準日から起算して市外へ転出後4か月以内の者は、「転出者」として表示し名簿へ登録することとなっております。いわゆる4か月要件というものです。</p> <p>今回、登録者数を計算処理する電算上のプログラムの中で、令和2年1月以降に転出する者を、誤って令和元年と読み込んでいることが判明しました。つまり、令和2年1月に転出している者は、令和元年1月に転出している者とコンピュータが判断し、抹消される者と処理を行っておりました。</p> <p>令和2年3月2日に開催した選挙管理委員会で説明した登録資格要件において、5その他「転出者」で表示される者の内、令和2年1月1日から令和2年2月29日までの転出者は、本来、表示登録者として名簿に登録されるはずだったものが、令和元年1月1日から令和元年2月29日までに転出した者として抹消処理がされています。</p> <p>選挙人名簿登録者数は、お手持ちの資料のとおり、47,566人としておりましたが、現在、訂正を行うため、再度の処理計算を行っているところです。おそらく、2か月分の転出者の数が増加すると思われる。現在、その数値の確定を行っているところでございます。</p>

三宅書記	<p>今後、本内容を愛知県選挙管理委員会へ報告するとともに、報道機関へも報道提供を行う予定です。</p> <p>本来であれば、正しい数値をこの場でお示しし、皆様に御審議いただくべきですが、3月の登録者数と比較を行った愛知県選挙管理委員会の6月定時登録者数の発表が差し迫っていることから、本委員会終了後に数字を確定させ、後日、皆様に報告をさせていただくこととなりますので、御承知おきをお願いいたします。</p> <p>続きまして、「選挙人名簿定時登録（令和2年6月）」について事務局より説明いたします。</p> <p>1 ページ目をご覧ください。</p> <p>令和2年6月定時登録における資格要件等について説明します。</p> <p>大きい1番及び2番ですが、定時登録の基準日及び登録日は、令和2年6月1日（月）、本日でございます。</p> <p>大きい3番の登録要件ですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。まず一つ目ですが、登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、本日現在において年齢満18年以上である者であることが要件となります。</p> <p>二つ目は、住所要件として、令和2年3月1日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる3か月要件です。イについてですが、3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和2年2月1日から令和2年5月31日までに転出した者、すなわち転出後4か月以内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。</p> <p>大きい4番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。一つ目は、令和2年1月31日以前に転出したものです。転出して4か月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。二つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり本日までに死亡した場合です。三つ目は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>大きい5番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい3(2)イで触れた、令和2年2月1日以降の転出者となります。</p> <p>続いて2ページ目をご覧ください。</p> <p>こちらは、6月定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和2年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,583人、女23,294人であり、合計47,877人です</p>
------	--

<p>横田書記</p>	<p>3ページ目、4ページ目をご覧ください。 こちらは、投票区ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。 5ページ目には、世代ごとの選挙人の人数の内訳を表したものでございます。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。 6ページ目を御覧ください。6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男47人、女22人、計69人であり、前回の3月定時登録と比較して、男4人減となっております。</p> <p>7ページ目は、在外選挙人69人の在留している国の内訳でございます。</p> <p>8ページ目をご覧ください。 こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は958となります。参考として下表に計算式を掲載しております。</p> <p>次のページをご覧ください。 こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、15,959となります。こちらにつきましても、参考に計算式を載せております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>伊豆原委員長</p>	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題 選挙人名簿定時登録（令和2年6月）について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無し></p> <p>御異議ないようですので、選挙人名簿定時登録（令和2年6月）については、承認されたものといたします。</p> <p>それでは、これもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p>

	<p>本日は、御苦勞様でした。</p>
--	---------------------